

令和2年度最高裁判所総合評価審査委員会（第4回） 議事概要

開催日及び場所	令和2年12月11日（金）最高裁判所他
委員	<p>委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授）</p> <p>委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授）</p> <p>伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）</p> <p>伊藤肇（経理局営繕課首席技官）</p> <p>藤田耕一郎（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 (工事) 総合評価落札方式(技術提案評価型S型(WTO))の評価結果について

1 仙台高裁秋田支部・秋田地家簡裁庁舎新営建築工事

(1) 概要及び評価結果を説明

(2) 論点の説明及び委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

全天候型の大規模な仮設を行い、採暖養生をする提案について、費用面等で過剰と考えられ、契約後に協議が必要な事項であるため不採用とした。よろしいか。

【委員】

確実に過剰であると言えるか。

【事務局】

昨年竣工した建築面積380㎡程度の案件において、採暖養生を行った例がある。施工業者見積もりで2,000万円程度であったことから、当該案件の規模を鑑みると、相当な金額を要すのではないかと考えられる。

【委員】

了解した。

【委員】

現代はSDGsの時代であるため、エネルギーや環境負荷の観点からも評価結果について、相当な理由となる。

【事務局】

了解した。

【事務局】

敷地周辺の安全対策として除雪に関する提案が多く、通行人の安全に配慮する有効な提案と判断し、加点対象とした。

【委員】

除雪した雪はどのようにするのか。

【事務局】

除雪した後、積み上げるという提案と、工事現場内で排雪するという提案があった。

【委員】

効果としては多少違いがあるが、同じ加点として評価しているということか。

【事務局】

そうである。近隣の方の安全に配慮した提案ということになるため、加点点評価とした。

【委員】

了解した。

【事務局】

企業名が類推できる提案について、評価の対象とならない提案項目とした。

【委員】

ルールどおりの評価ということか。

【事務局】

そうである。

【委員】

簡易な検索で企業名が類推できる形で提案書へ記載しないよう注意を促す必要があるのではないか。

【事務局】

検索については、どのような技術であるか内容がわからないと評価できないため調べたところ、企業名が判明した。

【委員】

民間の技術を導入することが目的の一つでもある総合評価の精神に照らしてどうか。

【事務局】

検索して判明した企業名によって、内容によらない評価となってしまう可能性があるため、当該提案項目については、評価の対象としない判断に至った。

【委員】

評価結果については、結構である。今後について、評価の適用にぶれが生じないように注意していくことが重要である。

【事務局】

了解した。

2 (工事) 総合評価落札方式 (技術提案評価型 S 型 (WTO 以外)) の評価結果について

1 仙台高裁秋田支部・秋田地家簡裁庁舎新営電気設備工事

(1) 概要及び評価結果を説明

(2) 論点の説明及び委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

機器・器具類の設置に関する提案を求めたところ、業者によって提案が異なり、評価の際は類という文字の解釈について判断に迷う事例があった。今回は加點評価の対象とした。

【委員】

少し広い範囲で提案することについて、積極的に取り入れていくことも有り得るということか。

【事務局】

今回は加點評価としたが、次回からは曖昧な表現とせず明記したいと考えてい

る。明記することによって、今回のような提案は加点評価としない判断ができる。

【委員】

それでよろしいと思うが、良い提案であっても範囲外であるため不採用とすることで問題はない気はする。

【委員】

そのような提案はこの他にあったか。

【事務局】

この他にはなかった。

【委員】

それであれば、常識的判断でよろしいのではないか。

【事務局】

先生のご意見は、内部でも議論した部分である。類の範囲については発注する側の一方的な判断であり、提案する側には伝わっていなかったと考え、今回は加点評価とし、次回から曖昧な記載の仕方を改めることを検討している。

3 (工事) 総合評価落札方式(技術提案評価型S型(WTO以外))の評価結果について

1 仙台高裁秋田支部・秋田地家簡裁庁舎新営機械設備工事

(1) 概要及び評価結果を説明

(2) 論点の説明及び委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

期待される効果はともに同様の効果であるが、一者から別々に出された提案について、施工内容や工手が異なることから、それぞれ有効であると判断し、加点評価の対象とした。

【委員】

二つの記載があり、二つで一つの有効な提案とみなした例もあったと思うが、この場合はそのような判断とならないのか。

【事務局】

施工する手が全く別の工手であり、両方の作業ができる作業員は稀である。同じ工手が作業をする場合は、二つで一つの評価となると思う。

【委員】

了解した。この評価について、よろしいと思う。

(議事終了)